

捕しました。

青木あすなる建設と産廃中間処理業のラビックス、産廃収集運搬業の真建材の3社も廃棄物処理法違反で書類送検されています。

この処分場をめぐっては、建設計画が持ち上がった時から、周辺住民の方から土砂崩れの不安や大型トラックの交通量が多いこと、不法なものが持ち込まれるのではないかと不安が持ち上がり、建設の反対運動が起きました。

説明会なども開催され、周辺住民の方たちの相談会なども行われました。

最終的には、住民の一部と事業者との間で協定が結ばれました。

そのような経緯があったにも関わらず、産業廃棄物が残土処分場に持ち込まれたことは許せません。さらに運営管理をしていた青木あすなる建設が共謀していたとしたら、言語道断というしかありません。



岩戸団地から見た残土処分場

今後、埋められた産廃の処理や残土処分場の安全管理など多くの課題が残ります。

裁判の進行も注視しながら、今後の対応について検討したいと思います。

三浦ふれあいの村の貸付

9月の文教常任委員会で「三浦ふれあいの村の貸付先事業者候補の決定」について報告がありました。

事業者は、現在の指定管理者である「公益財団法人横浜YMCA」が選定されました。

三浦ふれあいの村にはこれまで県から指定管理料として平成28年度は約1億5000万円が支出されていました。

しかし、今回の変更は県の施設として廃止をし、土地建物を無償で貸すというもので、それにより県からの指定管理料がなくなるというものです。

事業者は、その分利用者から施設利用料を値上げして収入を増やすこととなります。

ふれあいの村のホームページには、新たな施設利用料が掲載されています。

それによりますと現在、1人1泊で

小学生・中学生は103円、高校生は206円、その他(大人)は、308円となっています。

それが、変更案では

県内の幼・小・中・高・養・ろう・盲学校が使用する場合は、幼児～大人まで一律1300円。

県外の幼・小・中・高・養・ろう・盲学校が使用する場合は、幼児～大人まで一律2000円

青少年団体は、幼児～大人まで一律3500円

一般は、大人4500円(繁忙期:5000円)、小人3500円(繁忙期:4000円)となっています。

大幅な利用料金の値上げとなり、最大40倍近くの値上げとなります。

この他にもリネン代、食事代などもかかるため、一泊に必要な料金はもっと増えると考えられます。

いずれにしてもこのような状況を作り出したのは、県の緊急財政対策に基づく対応であり、県の姿勢が問われます。

県としてこれまで通り、県の施設として三浦ふれあいの村を存続するべきです。

台風21号の被害状況

10月22日衆議院選挙の当日は、台風による大雨と風。投票率があまり上がらなかったのも天候が一つの原因とも思えます。

今回の台風によって、三浦市では停電が発生し、城ヶ島では海岸近くの商店が大波による被害を受けました。10月30日に、はたの君枝衆議院議員と現状を調査し、県の担当にも被害に対する対応について働きかけました。

横須賀市でも長沢の国道134号の擁壁が崩れたり、久里浜では海岸通りを砂が埋め尽くしました。

海岸線の保全是大切な課題となっています。また、一方で離岸堤などを海に入れると景観が損なわれることもあり、対策については専門家を交え、地域のみなさんとの検討が必要となっています。



久里浜海岸の砂の除去作業



長沢の国道134号線の擁壁崩れ